



シルバーカー（移動用補助車）貸出しのご案内

R8. 4. 1 改訂

中央区社会福祉協議会では、日常生活の行動範囲を広げ福祉の増進を図ることを目的に、歩行が不自由な高齢者に対し、シルバーカー（移動補助車）の貸出しを行っています。

■対象者

- ① 区内在住で中央区社会福祉協議会の個人会員及びその家族で、高齢者（おおむね 65 歳以上）
- ② 「虹のサービス」利用会員

* 中央区社会福祉協議会の個人会員でない場合は、利用申し込み時に加入可能です。

* 介護保険制度等をご利用いただける方は原則として他制度のご利用をお願いしています。

あくまで歩行補助のため、手すりや介助者がいなくても歩くことが出来る方が対象です。

* 在庫には限りがあります。

■貸出期間 6カ月以内（延長はできません）

■利用料 無料（ただし、社会福祉協議会入会の必要あり。年会費1口1,000円以上）

■シルバーカーのタイプ（* 現物と写真が異なる場合がございます）



Aタイプ

（安定感のある歩行器タイプ）



Bタイプ

（折りたたみため比較的コンパクト）



Cタイプ

（座面下に荷物が入ります）

■貸出窓口に来られない方へのサービス（在宅福祉部推進課でのみ受付）

民間タクシー会社と提携し、シルバーカーをお届け・返却する搬送サービスを行っています。

ご希望の方は社会福祉協議会在宅福祉部推進課（裏面参照）までお問い合わせください。

* 片道搬送料：2,200円（区内同一料金）



■貸出窓口及び問合せ先

[受付] 月～金 8:30～17:00 *年末年始祝祭日を除く

中央区社会福祉協議会	
○在宅福祉部推進課○	○さわやかワーク中央○
中央区八丁堀 4-1-5	中央区東日本橋 2-27-12 両国郵便局合同建物4階
TEL03-3206-0603	TEL03-3865-3661



■注意事項

- *車いすとの併用利用はできません。車いすの利用を希望する場合は、速やかにシルバーカーをご返却ください。
 - *シルバーカーの貸出し事業は善意のご寄付のもと行っております。多くの区民の方々へお役に立てますよう、貸出し期間等にご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。
- また、シルバーカーは次に借りる方のために大切にお使いください。
通常の使用方法以外のご使用による破損等は、修理料金をいただく場合がございます。